

2013年 8月 NO.9

### 自主防災の基本

# 防災だより

【自助】:自らの【命・家族・資産】は、自ら守る  
 【共助】:自主防災はB地区自治会が防災隊  
 【近助】:防災は【近所の助け合い】が使命

「自助」に関する情報誌

発行者 B地区茅ヶ崎自治会 自主防災隊

## 「減災」について

「防災だより」No6で、「減災」という言葉を使いました。聞きなれない言葉だと思いますが、これからよく使われる言葉となりますので詳細に述べておきます。

### 防災

防災の概念は、被害を出さないための工夫として検討されてきた。しかし、いくらお金をかけても被害を完全に防ぐことは不可能だと認識された。

それは、阪神・淡路大震災後の2008年頃から生まれた考え方です。震災後、行政や災害研究者を通じて被害の発生は食い止め難いことがわかったのです。

そこで、ある程度被害の発生を想定した上で、予防を検討していくことが必要であるという問題意識から「減災」ということが唱えられるようになりました。

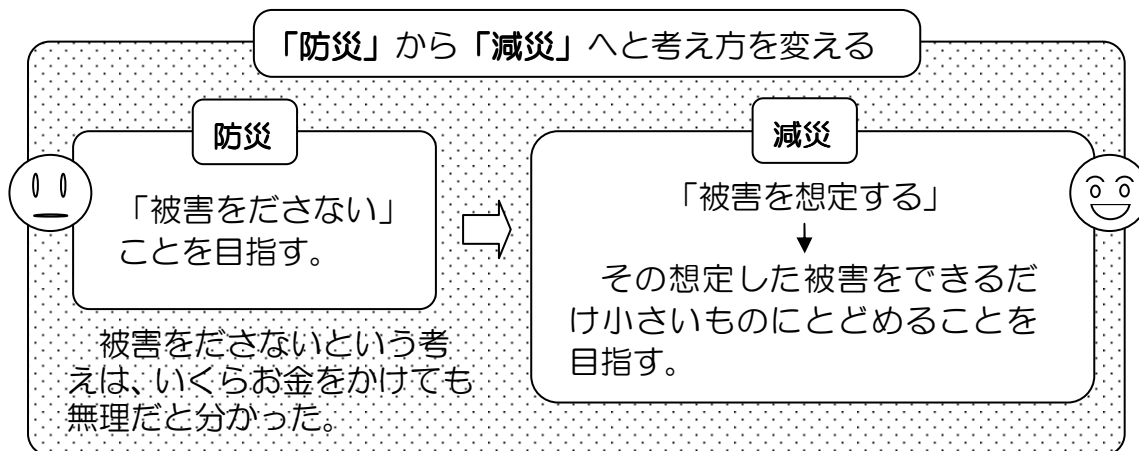
### 減災

減災とは、あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするものです。災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組みとしています。(ダメージコントロール)

「自助」の防災対策についても、減災思考は考えやすく、取り組みやすいと思います。具体的には裏面を参考にしてください。

内閣府(防災担当)が「災害被害を軽減する国民運動」として取り組んでいます。

内閣府(防災担当) 03-3503-9394  
<http://www.bousai.go.jp/simulator/index.html>



情報元;「みんなで減災」内閣府(防災担当)を転載、加筆、編集、フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』 「天災・人災格言集」 平井敬也著 興山舎

★本誌に関する 問い合わせ先★

坂上 (B-24-20)  
 Te1/Fax 53-1351  
 qqyk5sq9k@ark.ocn.ne.jp

## 防災（減災） Q&A

Q：自宅の減災対策を効果的に実施する良い方法はありますか？

A：一言でいえば、長い取り組みと日頃の工夫、家族への気配りです。

一気にやっけてしまおうと気負うより、少しずつ実施することをお勧めします。

### ●減災対策に完全はありません

東日本大震災以降、防災対策の重要性を意識した方は多いと思います。しかし実際には何から始めてよいかわからないと感じている人や、震災から一年たって減災対策に疲れてしまった方もいるようです。

減災対策に完全はありませんから果てしない取り組みともいえます。集中して一気にやっけてしまおうと思うと「あれもこれも」と課題が多すぎて負担に感じてしまいがちです。

### ●家族を守れる嬉しさを感じて

食器棚ひとつにしても本体の固定、ガラス対策、中身の飛び出し防止対策、扉の開き防止対策などすべきことがたくさんありますから、毎月コツコツ対策を行っていくように、無理せず継続して、減災に取り組むことが出来ます。

毎月自宅の安全性が高まっていくことで達成感が高まり、家族を守れる嬉しさを感じられます。

### ●減災対策は予算と計画を立てて

そこで、毎月防災に充てる費用を決めて年間のスケジュールを立てることをお勧めします。

今月は食器棚のガラス、来月はリビングの窓ガラスの飛散防止フィルムを貼ろう。

そして再来月は食器棚の棚板に滑り止めシートを敷こう、というように無理のない予算を決めてその範囲でできる対策を実施します。

### ●ついでの 減災

さらに、「ついでの防災」として掃除のついでに固定、フィルム貼り、滑り止めシートを敷くなどをすれば面倒も軽減されます。

さて、来月はどこをやろうかな？ というように楽しみながら減災に取り組むといいですね。

平成24年度 広報 ほうさい  
(内閣府防災担当の広報誌 (INT)  
から転載、編集)

### 防災格言

備えても 備えたとおりに 来ないのが災害

依田智治 防衛総括政務次官/防衛事務次官/参議院議員 (1932~)



危機管理教育研究所 危機管理アドバイザー  
国崎 信江 (くにざき・のぶえ)

阪神・淡路大震災を機に、女性の視点を生かして自然災害から子どもを守るための研究を始める。防災・防犯関連の著作、講演のほか、内閣府・文部科学省など多くの防災関連の専門委員も務めている。

〒100-8969 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館3階内閣府  
(防災担当) 防災Q&A係まで FAX 03-3597-9091

★ 内閣府へ直接問い合わせができます ★

あなたの疑問に答えます！

防災、災害に関する疑問・質問がありましたら、内閣府（防災担当）まで、はがき、FAXにてお寄せ下さい。

専門家がていねいにお答えします。